〇 主文

本件控訴をいずれも棄却する。
控訴費用は控訴人らの負担とする。

○ 事実及び理由

一 控訴人らは「原判決を取り消す。被控訴人長崎県知事が、平成四年六月九日付けで長崎県央開発株式会社に対してなした、長崎県諌早市真崎・破籠井地区における「(仮称)ウエストヒルズカントリークラブ」に関する林地開発許可申請書の受理処分を取り消す。被控訴人長崎県知事は、県央開発株式会社のした右許可申請を不許可とせよ。被控訴人農林水産大臣が、平成四年一〇月二六日付けでした、控訴人らの同年七月二〇日付け審査請求を却下した裁決を取り消す。訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人らの負担とする。」との判決を求め、被控訴人らは主文同旨の判決を求めた。

二 本件事案の概要は、原判決の「第二 事案の概要」のとおりであるから、これ (原判決五頁一二行目から一四頁七行目まで)を引用する。

三 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの被控訴人長崎県知事に対する訴えはいずれも不適法であり、被控訴人農林水産大臣に対する請求は理由がないものと判断するが、その理由は、原判決一七頁五行目の「主張するけれども、」から一八頁六行目末尾までを次のとおり改めるほかは、原判決が、その「第三 争点に対する判断」において説示するとおりであるから、これ(原判決一四頁九行目から二四頁一二行目まで)を引用する。

の中で判断されるものである。 したがって、本件申請が受理されたからといって、これをもって直ちに本件申請の 審査が旧基準に基づいてなされることを意味することにはならないから、控訴人ら の右主張は、既にその点において前提を欠いており、失当であるものといわなけれ ばならない。」

2 そうすると、原判決は正当であって、本件控訴はいずれも理由がないことに帰する。よって、主文のとおり判決する。

(裁判官 鍋山 健 小長光馨一 西 理)